平成２５年（フ）第６３号
栃木県栃木市大平町富田44番地３
債務者　平木　大円
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後１時45分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第３９３号
東京都府中市若松町２丁目41番地の１ヴィラ西の森Ａ棟201
債務者　森越美佐子
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５７３号
東京都国分寺市東恋ヶ窪２丁目21番地５恋ヶ窪壱番館102
債務者　高田　美和
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１９号
愛知県豊橋市野依台２－１－１ヒルタウンＡＷ寮　Ｃ棟809号室、住民票上の住所熊本県八代市八幡町11番11号　207
債務者　西田　城二
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第２４９号
栃木県栃木市沼和田町４番31号　石川方、住民票上の住所栃木県小山市暁２丁目４番10号マルーンハイツＤ棟108
債務者　小塲佐直美
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３１２号
栃木県宇都宮市東峰町3442番地113　ニューコーポいのせ202、前住所栃木県那須郡那須町大字伊王野1395番地
債務者　齊藤　　翼
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３１７号
栃木県宇都宮市竹林町89番地12　東ハイツＦ１－１、前住所栃木県宇都宮市今泉町297番地２　中原ハイツＡ１－２
債務者　関口真理子（旧姓山野井）
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３１８号
栃木県宇都宮市今泉町42番地１　アージュ今泉101号、前住所栃木県宇都宮市御幸本町4559番地３　ナイスアーバン御幸本町106号室
債務者　金原　済子（旧姓猪瀬）
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３２３号
栃木県宇都宮市平松本町364番地　県営平松本町住宅10号棟31号室
債務者　阿部　政雄
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３２４号
栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺1112番地　ディアスＹ＆Ｓ　Ｂ―103号室
債務者　矢口　未来（旧姓國井・兼田）
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３３７号
岡山市北区大供１丁目６番５号
債務者　鈴木　邦広
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２９３号
岡山市中区湊470―４ハイツスカイウイング101号、住民票上の住所岡山県玉野市奥玉２丁目27番24号
債務者　下山　理絵
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３３４号
岡山県倉敷市林1756番地８
債務者　松本　光徳
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３４５号
岡山市北区新屋敷町２丁目１番30―201号
債務者　小林　伸子（旧姓安定）
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３６５号
岡山市東区南古都400番地
債務者　藤原　知弘
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５１３号
東京都八王子市長房町588番地長房アパート西３―602
債務者　古澤　　正
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部